

鴻巣箕田地区

産業団地

分譲案内

令和4年7月



埼玉県マスコット さいたまっち&コバトン

埼玉県企業局地域整備課

URL <http://www.pref.saitama.lg.jp/c1303/bunjo.html>

目 次

目次	1
団地位置図、団地周辺図	2
団地の概要	3
土地利用計画図、分譲面積・参考価額	4
土地引渡しまでの手続きの概要	5
申込み資格・申込み方法等	6
分譲の条件	9
工場等の立地に関する条件等	12

<参考資料>

1 地盤の状況	21
2 環境に関する法令	28
3 融資制度	30
4 補助制度	31
5 税制度	32
6 関係機関一覧表	33

※ 工業用地譲受申込書は、地域整備課ホームページからダウンロードしてください。

団地位置図



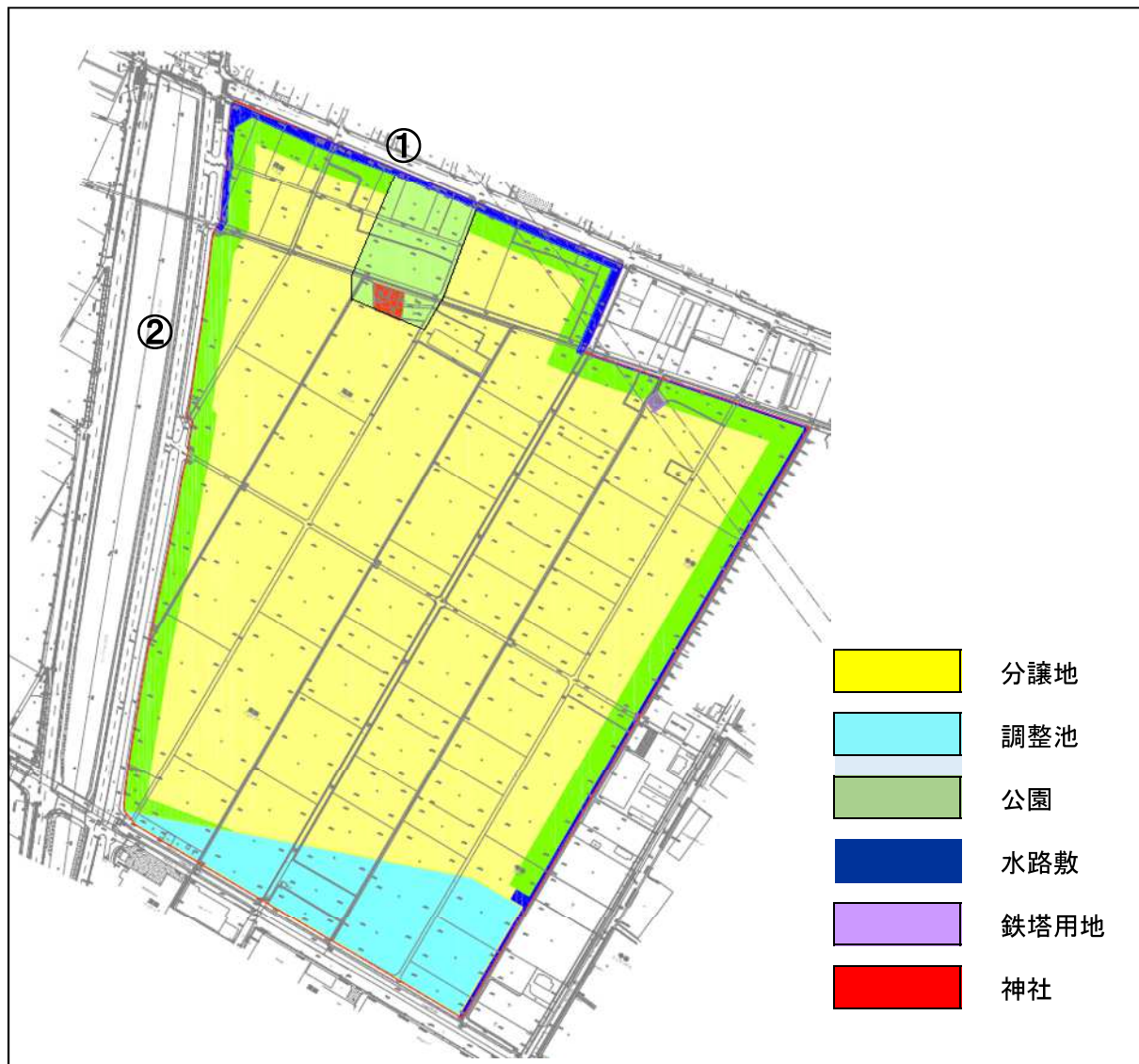
団地周辺図



団地の概要

団 地 名	鴻巣箕田地区産業団地 ※団地名は、変更になることがあります。
団 地 総 面 積	約 167,000 m ²
分 譲 面 積	約 144,000 m ²
分 譲 区 画 ・ 面 積	<p>エントリー&オーダーメード方式を採用しているため、区画割はありません。(内定企業決定後に区画割を調整します。)</p> <p>申込に当たっては、以下の点に御留意ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申込敷地は 10,000 m²以上 (地区計画) 2 希望する敷地の位置や形状を明らかにする
所 在 地	鴻巣市箕田及び寺谷地内
道 路 網	<p>国道17号熊谷バイパス隣接</p> <p>圏央道桶川加納 I Cから約9.8km</p>
鉄 道	J R高崎線北鴻巣駅から 1～1.5 km
地 区 内 区 画 道 路	<p>なし</p> <p>接道：市道A-1003号線(幅員約12m) 国道17号(熊谷バイパス)</p>
上 水 道	鴻巣市が供給します。
工 業 用 水 道	工業用水道の供給はありません。
雨 水 排 水	宅内ますから調整池へ放流後、流量調整を行い、地区外に放流します。
汚 水 排 水	新たに整備される公共下水道に接続してください。(別途、受益者負担金が発生します。)
地 形 ・ 地 質	<p>地形は、大宮台地と呼ばれる洪積台地の北方、加須低地と呼ばれる沖積低地の南端です。</p> <p>地質については、事前のボーリング調査による地層想定断面図(21～27ページ)をご覧ください。</p>

土地利用計画図



《土地利用計画》

■分譲地… 約 144,000 m² (うち緩衝緑地面積約 19,100 m²)

■道路幅員

- ① 市道 A-1003 号線…約 12m
- ② 国道 17 号 (熊谷バイパス) …約 50m

分譲面積・参考価額

■分譲面積 約 144,000 m² (うち緩衝緑地面積約 19,100 m²)

■参考分譲単価 60,000 円/m²程度

- ※1 参考分譲単価は、募集時点での標準画地における参考の単価となります。
- ※2 分譲単価は、区画割決定後、不動産鑑定評価により決定します。
- ※3 土地引渡しまでに確定測量を実施し、確定後の面積に分譲単価 (上記※2) を乗じた金額で変更契約を締結します。
- ※4 地番は確定測量後、合筆・分筆登記を経て確定します。
- ※5 別途、公共下水道の受益者負担金が発生します。(鴻巣市への支払)

土地引渡しまでの手続きの概要

1 契約企業決定方法

鴻巣箕田地区産業団地はエントリー&オーダーメード方式による募集です。

「エントリー&オーダーメード」方式とは、立地を希望する企業を「エントリー企業」として募集し、意見交換を通じて整備計画に反映させる方式です。本地区では、区画の位置・面積のみの意見交換となります。出入口の構造や位置等は交通協議で既に決定しており、変更できませんので、御留意ください。契約企業の決定方法は、以下のとおりです。

(1) 立地希望企業（エントリー企業）の募集

立地を希望する企業から申込受付期間内に後述する「3 申込みに必要な書類」を埼玉県企業局地域整備課に提出していただきます。

(2) 「内定企業」の決定

埼玉県企業局が後述する「4 審査項目」による審査を行い、整備計画に反映させるオーダーメードの内容（区画の位置・面積）に関する調整をお願いする企業を「内定企業」として決定します。内定企業の決定については、文書でお知らせします。

(3) 「選定企業」の決定

内定企業とオーダーメードに関する調整及び分譲に向けた調整等の協議を行い、協議が整った企業を「選定企業」として選定します。

オーダーメードに関する協議期間は、内定企業との初回意見交換から3か月以内です。選定企業決定については、文書でお知らせします。

2 土地売買契約の締結

- ・選定企業と工業用地売買契約を締結します（契約締結企業を以後、「譲渡企業等」と記載）。
- ・契約締結時期は、令和5年度を予定しています。
- ・契約時には、土地代金の10%（契約保証金5%・手付金5%）をお支払いいただきます。

3 土地引渡し

- ・土地の引渡しは、令和6年度を予定しています。ただし、都市計画法第37条第1号の規程による承認（公告前の建築等承認）を受けようとする場合は、別途協議いたします。
- ・土地の引渡し時に残金をお支払いいただきます。

※ 工事の進捗等により土地のお引渡しが遅れる場合があります。

あらかじめ御了承の上、お申し込みください。

申込み資格・申込み方法等

1 分譲対象企業

申込みできる企業は、次に掲げる要件をすべて備えた企業とします。

- (1) 次に掲げるいずれかに該当する企業
 - ア 分譲用地において、製造業、運輸業（倉庫業のみを行う場合を除く。）又は卸売業の用に供する建築物（以下「工場等」という。）を建設し、操業する企業
 - イ 分譲用地において、工場等を建設し、賃貸等によって他者に提供する企業
- (2) 工場等の建設及び経営に必要な資力並びに信用を有する企業
- (3) 事業計画及び資金計画が適切で、土地代金を確実に納入できる企業
- (4) 税込及び雇用の面で地元に貢献できる企業
- (5) 公害防止対策が十分でき、過去に重大な水質事故など、環境に著しい影響を与えたことがない（過去10年以内に埼玉県に損害を与えた（係争中を含む）ことがないなど）企業
- (6) 役員に暴力団員又は暴力団関係者がいない企業
- (7) 「埼玉県暴力団排除条例」を遵守する企業

※ 土地の転売を前提としている場合は分譲できませんので、御注意ください。

2 申込み受付

4 ページに記載している土地利用計画図及び分譲面積・参考価額を確認の上、お申し込みください。

受付期間	令和4年7月6日(水)から令和4年11月7日(月)まで (土・日・祝日を除く。) ※受付期間内に申込書を直接お持ちになるか又は郵送してください。【令和4年11月7日(月)必着】
受付時間	午前9時から午後5時まで
受付場所	埼玉県企業局地域整備課 [埼玉県庁内 職員会館4階] 住所 〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 電話 048-830-7123 (契約関係) 048-830-7132 (造成関係)

3 申込みに必要な書類

必 要 書 類	部数
(1) 工業用地譲受申込書（様式ア：自己操業用、様式イ：リース用） ※ 申込書様式はホームページからダウンロードしてください。	1部
(2) 役員等の届出書	1部
(3) 会社の定款	1部
(4) 商業登記簿謄本	1部
(5) 印鑑証明	1部
(6) 最近2年間の決算報告書 ・ 貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳、製造原価報告書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書 ・ 個人事業にあっては、所得税の確定申告書の写し	1部
(7) 最近1年間の法人税（国税）の納税証明書（その1納税額等証明用） ・ 納税していなくても提出してください。この場合、過去5年間のうちに納税している期間があれば、その時の納税証明書も併せて提出してください。 ・ 個人事業にあっては、所得税の納税証明書	1部
(8) 工場配置計画図 12ページの「工場等の立地に関する条件等」に則したもので、工場等建物、緑地及び主要施設を示す概略図でも可能	1部
(9) 会社概要（会社案内、会社組織図、製品カタログ等）	1部
(10) 製造（製品化）工程の写真	数枚

※1 必要書類は、(1)～(10)までの番号順にA4ファイルに穴を開けてとじ込みインデックスを添付してください。また、表紙及び背表紙には企業名を記入してください。

※2 様式イ：リース用で提出する場合は、リース先企業についても、(2)～(10)までの書類を提出してください。

4 審査項目

提出された「工業用地譲受申込書」により以下の内容を審査します。

- (1) 経営状況
- (2) 地域経済活性化に対する貢献度
- (3) 産業の高度化に対する効果
- (4) 建設する施設の広域性、拠点性
- (5) 事業効果の即効性
- (6) 建設する施設の規模
- (7) 埼玉県の実策の推進
 - 鴻巣箕田地区産業団地における「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」につながる取組
 - 持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた取組
 - 多様な働き方の実践
 - テレワークの実施
 - 埼玉県のエネルギー施策への貢献
- (8) 災害時の地域貢献への取組

分譲の条件

1 売買契約の締結	<p>概算面積及び金額で土地売買契約を締結します。土地引渡しまでに確定測量を実施し、確定後の面積及び金額で変更契約を締結します。契約締結に要する費用は、譲渡企業等に負担していただきます。</p>
2 所有権移転等の禁止	<p>売買契約締結後10年間は、土地の所有権の移転、又は地上権、賃借権、使用貸借による権利、若しくはその他の権利（抵当権及び根抵当権を除く。）の設定を原則として禁止します。</p>
3 契約保証金	<p>契約締結時に保証金として土地代金の5%をお支払いいただきます。</p> <p>この契約保証金は、後記7の違約金等が生じた場合に充当します。なお、契約保証金には利子を付さないこととします。</p>
4 手付金	<p>前記3とは別に、契約締結時に手付金として土地代金の5%をお支払いいただきます。</p> <p>この手付金は、後記7の違約金等が生じた場合に充当します。なお、手付金には利子を付さないこととします。</p>
5 手付解除	<p>手付解除については、相手方が契約の履行に着手するまで、又は土地引渡日のいずれか先に到来するまでとし、下記によります。</p> <p>(1) 譲渡企業等は、前記4の手付金を放棄して契約を解除することができます。</p> <p>(2) 企業局は、前記4の手付金の倍額を支払うことにより契約を解除することができます。</p> <p>※前記3の契約保証金は、譲渡企業等に契約上の義務の不履行がない限り返還します。</p>
6 契約違反等に対する措置	<p>役員等が暴力団員であると認められるときや当産業団地に建築できない建築物を建設したときなど、売買契約に違反し、埼玉県が必要と認めたときは、契約を解除することがあります。</p>

7 違約金	<p>企業局が前記6により契約を解除したときの違約金は下記によります。</p> <p>(1) 土地引渡し前に契約を解除した時は、前記3の契約保証金及び手付金を違約金として充当します。</p> <p>(2) 土地引渡し日以降に契約を解除した場合は、原則として土地代金の20%に相当する額を違約金としてお支払いいただきます。</p>
8 確定測量の実施	<p>造成工事終了後、各区画の確定測量を行い、面積を確定します。この測量成果に基づき、各区画の地番、地積を登記します。</p>
9 変更契約の締結	<p>確定測量後の面積に当初契約時の土地単価を乗じた金額で変更契約を締結していただきます。</p> <p>変更契約締結に要する費用は、譲渡企業等に負担していただきます。</p>
10 現場立会い	<p>土地引渡し前に現場立会いを行います。</p>
11 売買代金の納入	<p>土地引渡し時に土地代金(前記9で確定した金額から前記3の契約保証金及び前記4の手付金を差し引いた額)をお支払いいただきます。</p>
12 土地の引渡し	<p>令和6年度を予定しています。</p> <p>前記11の売買代金の納入確認後、土地の引渡しを行います。所有権は引渡日に移転します。</p> <p>※土地の引渡し前に地盤調査のためのボーリングが可能な場合があります。</p> <p>詳しくは、埼玉県企業局地域整備課にお問い合わせください。</p>
13 所有権移転登記及び公租公課	<p>前記12の土地の引渡し後、速やかに埼玉県企業局が嘱託登記します。</p> <p>登記に要する登録免許税及び譲渡した土地に係る公租公課(不動産取得税、固定資産税等)は、譲渡企業等の負担となります。</p>
14 企業名の公表	<p>売買契約締結後、企業局地域整備課のホームページで譲渡企業等の企業名を公表します。</p>

<p>15 その他説明事項</p>	<p>(1) 市街化区域です。工業地域で準防火地域に指定され、地区計画の定めがあります。</p> <p>(2) 暗渠排水の陶管等が残置されている可能性があります。また、盛土材料は、公共工事等による建設発生土を使用しており、直径10cm程度の玉石等が含まれている可能性があります。これらを取り除く場合は、譲渡企業等の負担により行ってください。</p> <p>(3) 建築物の建設工事にあたっては、地盤調査を十分に実施してください。</p> <p>(4) 埼玉県が負う契約不適合責任は、契約締結時に提示する分譲地の土地の状況に適合しない品質であり、その事実を譲渡企業等が知った日から1年以内（引渡し日以後2年間に限る）に県に通知したときに限ります。なお、自然由来の特定有害物質による土壌汚染は含みません。</p> <p>(5) 「埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針」に基づく共同宣言をしていただきます。</p> <p>(6) 埼玉県のSDGsプラットフォームの入会、SDGsパートナーの登録をしていただきます。</p> <p>(7) 国道17号熊谷バイパスの道路交通アセスメントの対象になる可能性があり、対象となった場合は立地企業に対応していただきます。</p> <p>(8) 東京電力鉄塔基礎から20mは盛土ができない可能性があります。</p> <p>また、鉄塔の維持管理のための保守点検作業時に企業敷地に立ち入らせていただく場合があります。</p> <p>(9) 消防用施設の設置について埼玉県央広域消防本部との協議が必要です。</p> <p>(10) 下水道受益者負担金を負担していただきます。</p>
-------------------	--

工場等の立地に関する条件等

1 建築物等の制限

用途地域等	<p>この産業団地は、市街化区域にあり、用途地域は工業地域と定められ、鴻巣市により地区計画が定められています。また、準防火地域に指定されています。</p>
都市計画法等の 手続	<p>建築物を建築するときは、都市計画法に基づく手続き（「開発行為又は建築等に関する証明交付申請書」の提出）が必要となります。</p> <p>詳しくは、鴻巣市都市建設部建築住宅課へお問い合わせください。</p>
建築物等の用途 の制限	<p>建築基準法による工業地域の用途制限に加え、地区計画による用途制限があります。工業地域の用途制限は、建築基準法第48条及び別表第2のとおりです。また、地区計画による建築物等の用途制限については、19ページの別表「鴻巣箕田地区地区計画 建築物等の用途の制限」のとおりです。</p> <p>詳しくは、鴻巣市都市建設部都市計画課又は建築確認の関係機関（鴻巣市都市建設部建築住宅課又は指定確認検査機関）へお問い合わせください。</p>
建ぺい率・容積 率	<p>都市計画において定められた建ぺい率は60%、容積率は200%です。建築基準法に基づき建蔽率及び容積率の制限が適用されます。</p> <p>詳しくは、鴻巣市都市建設部都市計画課又は建築確認の関係機関（鴻巣市都市建設部建築住宅課又は指定確認検査機関）へお問い合わせください。</p>
建築物の敷地面 積の最低限度	<p>地区計画による建築物の敷地面積の最低限度が次のとおり定められています。</p> <p>1. 建築物の敷地面積の最低限度は10,000㎡です。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではありません。</p> <p>(1) 物品販売業を営む店舗又は飲食店（これらの用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以内のものに限る。）の用途に供する建築物の敷地として使用するもの</p> <p>(2) 市長が公益上やむを得ないと認めた建築物の敷地として使用するもの</p> <p>詳しくは、鴻巣市都市建設部都市計画課へお問い合わせください。</p>
建築物等の高さ の最高限度	<p>地区計画による建築物等の高さの最高限度が次のとおり定められています。</p> <p>建築物等の高さの最高限度は31mとする。ただし、次の各号のい</p>

	<p>れかに該当するものは、この限りではありません。</p> <p>(1) 電気事業法（昭和39年7月11日法律第七十号）に規定する電気事業の用に供するもの</p> <p>(2) 市長が公益上やむを得ないと認めたもの</p> <p>地区計画のほか、建築基準法に基づく道路斜線制限、隣地斜線制限、日影による中高層の建築物の高さ制限の適用があります。</p> <p>詳しくは、鴻巣市都市建設部都市計画課又は建築確認の関係機関（鴻巣市都市建設部建築住宅課又は指定確認検査機関）へお問い合わせください。</p>
壁面の位置の制限	<p>地区計画による壁面の位置の制限が次のとおり定められています。</p> <p>建築物の壁若しくはこれに代る柱の面（地盤面下の部分を除く。）から計画図に示す道路境界線又は水路境界線までの水平距離は15.0m以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではありません。</p> <p>(1) 電気事業法（昭和39年7月11日法律第七十号）に規定する電気事業の用に供するもの</p> <p>(2) 門、へい又は守衛所その他これらに類するもので管理上やむを得ないもの</p> <p>(3) 市長が公益上やむを得ないと認めたもの</p> <p>詳しくは、鴻巣市都市建設部都市計画課へお問い合わせください。</p>
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>地区計画による建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限が定められています。</p> <p>建築物等の外観を構成するものは、周辺の景観と調和した色彩としてください。</p> <p>詳しくは、鴻巣市都市建設部都市計画課へお問い合わせください。</p>
景観法	<p>建築物の新築等、工作物の新設等、屋外における土砂、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積等を行う場合は、埼玉県景観計画及び埼玉県景観条例に基づき、景観形成基準の配慮に努める必要があります。但し、建築物の新築等で、高さが15mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるもの、工作物の新設等で、高さが15mを超えるものは、埼玉県景観計画に定める建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限等に適合させる必要があります、事前に景観法に基づく届出等を行う必要があります。</p> <p>詳しくは、鴻巣市都市建設部建築住宅課へお問い合わせください。</p>
屋外広告物法	<p>屋外広告物法及び埼玉県屋外広告物条例により、屋外広告物の設置に関して、設置場所、大きさ、高さ及び色彩等を規制しています。ま</p>

	<p>た、屋外広告物の設置の際は、事前に許可等の手続きが必要となる場合もあります。</p> <p>詳しくは、鴻巣市都市建設部建築住宅課へお問い合わせください。</p>
垣又はさくの構造の制限	<p>地区計画による垣又はさくの構造の制限が次のとおり定められています。</p> <p>道路境界線又は水路境界線に面して設置する垣又はさくの構造は、次の各号によるものとなります。ただし、門等で管理上やむを得ないものを除きます。</p> <p>(1) 生垣又は透視可能なフェンス等</p> <p>(2) 透視可能なフェンス等を設置する場合の天端高さは、前面道路の路面の中心から概ね2.0m以下とする。</p> <p>(3) 基礎等を設置する場合の基礎等の天端高さは、前面道路の路面の中心から0.6m以下とする。</p> <p>詳しくは、鴻巣市都市建設部都市計画課へお問い合わせください。</p>
河川法	適用はありません。

2 出入り口の制限

道路法	<p>新たに道路への出入口を設置する場合には、道路法に基づき道路管理者の承認を受けてください。</p> <p>詳しくは、埼玉県企業局地域整備課計画・造成担当（国道）、鴻巣市都市建設部道路課（市道）へお問い合わせください。</p>
出入口の設置場所及び切下げ工事	<p>新たな出入口の設置に伴う歩道等の改修は、譲渡企業の責任（負担）において施工してください。</p> <p>詳しくは、埼玉県企業局地域整備課計画・造成担当（国道）、鴻巣市都市建設部道路課（市道）へお問い合わせください。</p>

3 緑地等の確保

建築物の緑化率の最低限度	<p>地区計画による建築物の緑化率の最低限度が次のとおり定められています。</p> <p>建築物の緑化率の最低限度は敷地面積の20%です。</p> <p>工場立地法の「特定工場」の敷地に該当する場合は、工場立地に関する準則を適用します。</p> <p>詳しくは、鴻巣市都市建設部都市計画課へお問い合わせください。</p> <p>「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、緑化を要する面積について、建蔽率に応じた基準があります。また、接道部の緑化及び高木植栽本数について、基準があります。</p>
--------------	---

	<p>事前に埼玉県中央環境管理事務所企画調整担当に御相談ください。 参考資料：「緑化計画届出制度の手引き」（埼玉県環境部みどり自然課 HP）</p>
工場立地法適用企業	<p>製造業等に係る工場又は事業場で、敷地面積9,000㎡以上、又は建築物の建築面積の合計が3,000㎡以上の工場等は、工場立地法が適用されます。緑地の面積を敷地面積の20%以上確保するとともに環境施設面積を含めて敷地面積の25%以上を確保してください。</p> <p>詳しくは、鴻巣市環境経済部商工観光課へお問い合わせください。 工場立地法第6条第1項の特定工場の敷地の区域に該当する場合は、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」（緑化基準）は、適用除外です。</p>
緩衝緑地	<p>都市計画法において緩衝緑地帯を幅員15m以上配置することが必要となります。</p> <p>緩衝緑地帯の場所を変更することはできません。ただし、門等で管理上やむを得ないものについてはこの限りではありません。</p> <p>幅員の1/2以上を高木植栽空間として確保してください。また、緩衝緑地帯には緑化を施し、その維持管理等、緑環境の保全に努めてください。</p> <p>詳しくは、鴻巣市都市建設部都市計画課へお問い合わせください。</p>
植樹の制限	<p>高木植栽空間には、成木に達したときの樹高が4m以上となる在来種を植栽するようにしてください。</p> <p>また、ビャクシン類（カイズカイブキ、タマイブキ、タチビャクシン、ミヤマビャクシン等）及び果物類を除いてください。</p>

4 給水

上水道	<p>鴻巣市が供給する水道が使用できます。工業用水ではありません。 詳しくは、鴻巣市上下水道部水道課へお問い合わせください。</p>
工業用水道	<p>工業用水道はありません。</p>

5 排水の処理

生活排水及び工場排水	<p>生活排水は、公共下水道へ接続可能です。分譲地内の公共污水ますに適切に接続してください。また、工場排水は適切に処理した上で分譲地内の公共污水ますに接続してください。</p> <p>詳しくは、鴻巣市上下水道部下水道課へお問い合わせください。</p>
------------	---

雨水排水	雨水排水は、道路等の分譲地外に直接流出しないように排水の計画をし、雨水の宅内ますに適切に接続してください。
------	---

6 地下水の採取規制

地下水の採取規制	埼玉県生活環境保全条例により、地下水採取について規制があります。 詳しくは、埼玉県中央環境管理事務所へお問い合わせください。
----------	---

7 地区計画、環境保全等

地区計画	建築物の建築等を行うときは、当該行為に着手する30日前までに地区計画の区域内における行為の届出が必要です。 詳しくは、鴻巣市都市建設部都市計画課へお問い合わせください。
紛争の予防	事業者は、周辺の住環境に十分配慮するとともに、良好な相隣関係を損なわないように努め、近隣住民より計画に対する要望等があった場合は、誠意をもって対応すること。また、埼玉県中高層建築物の建築に係る指導等に関する要綱（昭和53年9月29日埼玉県知事決裁）に該当する建築物にあっては、同要綱を遵守すること。
環境保全	工場等の建設及び操業にあたっては、環境に関する法令を遵守し、環境保全に努めてください。
公害防止	工場等の建設及び操業にあたっては、公害防止のための適切な措置を講ずるとともに環境に関する法令に基づく届出を提出してください。詳しくは、鴻巣市環境経済部環境課又は埼玉県中央環境管理事務所へお問い合わせください。
土壌汚染対策法等による届出等	面積3,000㎡以上の土地を改変しようとする際は、工事の着手30日前までに土壌汚染対策法及び埼玉県生活環境保全条例の規定による届出等が必要です。 詳しくは、埼玉県中央環境管理事務所大気水質担当へお問い合わせください。
土砂の排出、たい積等	面積500㎡以上3,000㎡未満の埋立て等を行う場合は、事前に鴻巣市埋立て等に関する指導要綱の規定による協議等を行う必要があります。 詳しくは、鴻巣市環境経済部環境課へお問い合わせください。 面積3000㎡以上の土砂のたい積、又は体積500㎡以上の土砂の排出を行う場合は、「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」

	<p>の規定により、許可又は届出の手続きが必要となる場合があります。</p> <p>詳しくは埼玉県中央環境管理事務所廃棄物・残土対策担当へお問い合わせください。</p>
事業系廃棄物の処理	<p>事業に伴い発生する廃棄物は事業系廃棄物に該当するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により、事業者の責任において適正に処理をしてください。</p> <p>事業活動に伴って生じる廃棄物は、再生利用を積極的に行うとともに減量化に努め、自らの責任において適正に処理してください。</p> <p>産業廃棄物の処理を委託する場合は、委託する許可業者を自らの責任で決定し、書面で契約をしてください。また、マニフェストを使用し産業廃棄物の処理状況を把握してください。</p> <p>詳しくは、産業廃棄物に関しては埼玉県中央環境管理事務所廃棄物・残土対策担当、事業系一般廃棄物に関しては鴻巣市環境経済部環境課へお問い合わせください。</p>

8 消防関係

消防水利施設等	埼玉県央広域消防本部予防課へお問い合わせください。
消防用設備等の設置について	埼玉県央広域消防本部予防課へお問い合わせください。
危険物等の取扱いについて	埼玉県央広域消防本部予防課へお問い合わせください。

9 電力・電話

電力・電話の申込み	電力の供給・電話回線は、直接電力会社・通信会社等に申し込んでください。
電柱等	分譲地内や近隣への電力・電話を供給するための電柱等を分譲地内に設置しますので、御協力ください。
鉄塔	<p>東京電力鉄塔基礎から20mは盛土ができない可能性があります。</p> <p>造成工事を行う際は、直接電力会社と協議してください。</p> <p>また、鉄塔の維持管理のための保守点検作業時に企業敷地に立ち入らせていただく場合があります。</p>

10 ガス

都市ガスは、直接ガス供給会社等に申し込んでください。

11 その他

- 1 この産業団地の情報交換・福利厚生を図るため、立地企業で構成する団体を組織してください。
- 2 鴻巣市域の商工業者で組織している「鴻巣市商工会」への加入を検討してください。
- 3 大型車両は、国道17号熊谷バイパスを使用し、生活道路の通行を控えるなど周辺住民の方へのご配慮をお願いします。

別 表

鴻巣市箕田地区地区計画 建築物等の用途の制限

次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。

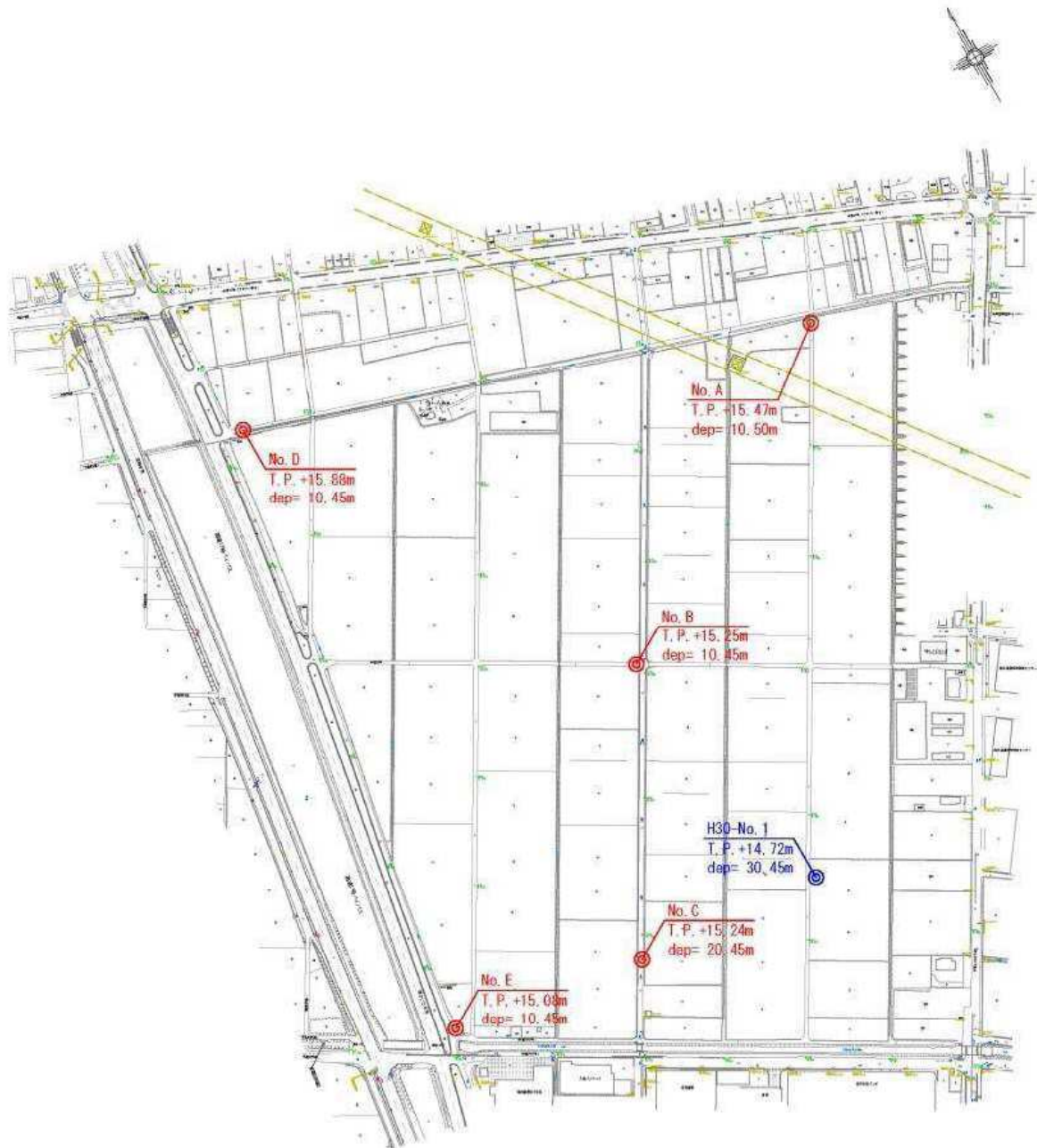
- (1) 住宅
- (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- (3) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
- (4) 物品販売業を営む店舗又は飲食店（これらの用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以内のものを除く。）
- (5) 遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する運動施設
- (6) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する
- (7) 公衆浴場
- (8) 診療所
- (9) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
- (10) 自動車教習所
- (11) 畜舎
- (12) 火葬・墓地管理業又は冠婚葬祭業の用に供するもの
- (13) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理業の用に供するもの
- (14) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に規定する火薬類の製造、貯蔵又は処理に供するもの
- (15) マッチの製造の事業を営むもの
- (16) 塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、弗（ふつ）化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、燐（りん）酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、洗濯ソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸蒼（そう）鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、砒（ひ）素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナール、グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、酢酸、石炭酸、安息香酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン又はグアヤコールの製造の事業を営むもの

参 考 資 料

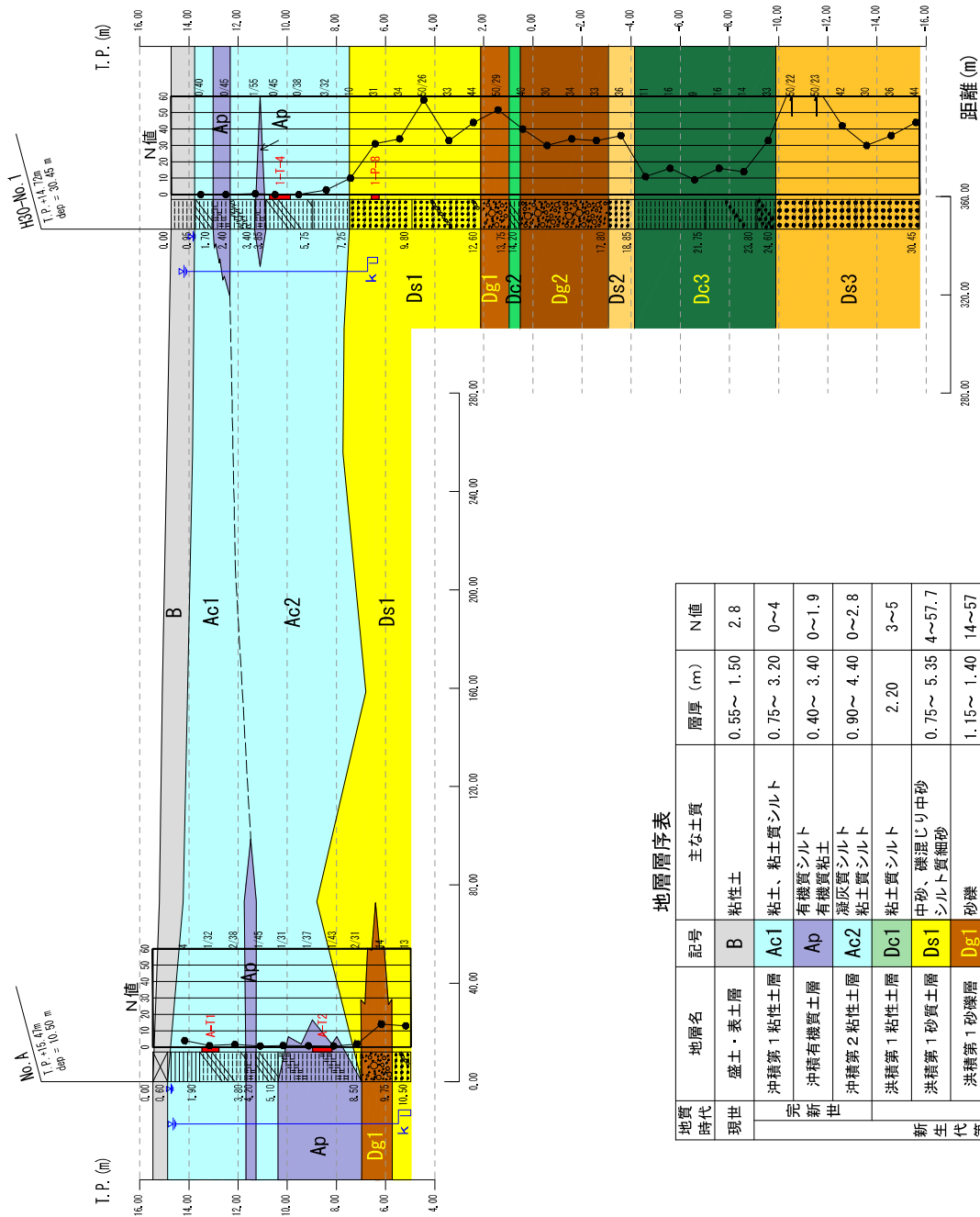
- 1 地 盤 の 状 況
- 2 環 境 に 関 す る 法 令
- 3 融 資 制 度
- 4 補 助 制 度
- 5 税 制 度
- 6 関 係 機 関 一 覧 表

1 地盤の状況

●ボーリング調査位置図



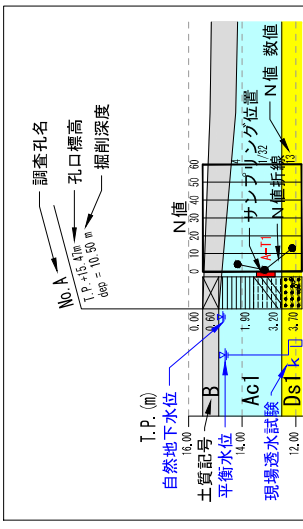
地層想定断面図



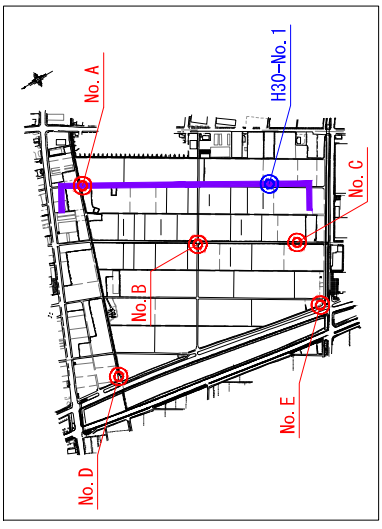
地層層序表

地質時代	地層名	記号	主な土質	層厚 (m)	N値
現世	盛土・表土層	B	粘性土	0.55~1.50	2.8
	沖積第1粘性土層	Ac1	粘土、粘土質シルト	0.75~3.20	0~4
新世	沖積有機質土層	Ap	有機質シルト 有機質粘土	0.40~3.40	0~1.9
	沖積第2粘性土層	Ac2	凝灰質シルト 粘土質シルト	0.90~4.40	0~2.8
新生代第四紀	洪積第1粘性土層	Dc1	粘土質シルト	2.20	3~5
	洪積第1砂質土層	Ds1	中砂、礫混じり中砂 シルト質細砂	0.75~5.35	4~57.7
	洪積第1砂礫層	Dg1	砂礫	1.15~1.40	14~57
	洪積第2粘性土層	Dc2	砂混じりシルト 粘土質シルト	0.45~1.35	12~15
	洪積第2砂礫層	Dg2	砂礫	3.60	33~57
	洪積第2砂質土層	Ds2	中砂、細砂 シルト混じり細砂	1.05~4.65	36~60<
	洪積第3粘性土層	Dc3	シルト、砂混じりシルト 砂質シルト	1.55~5.75	9~33
	洪積第3砂質土層	Ds3	細砂	5.85	30~50<

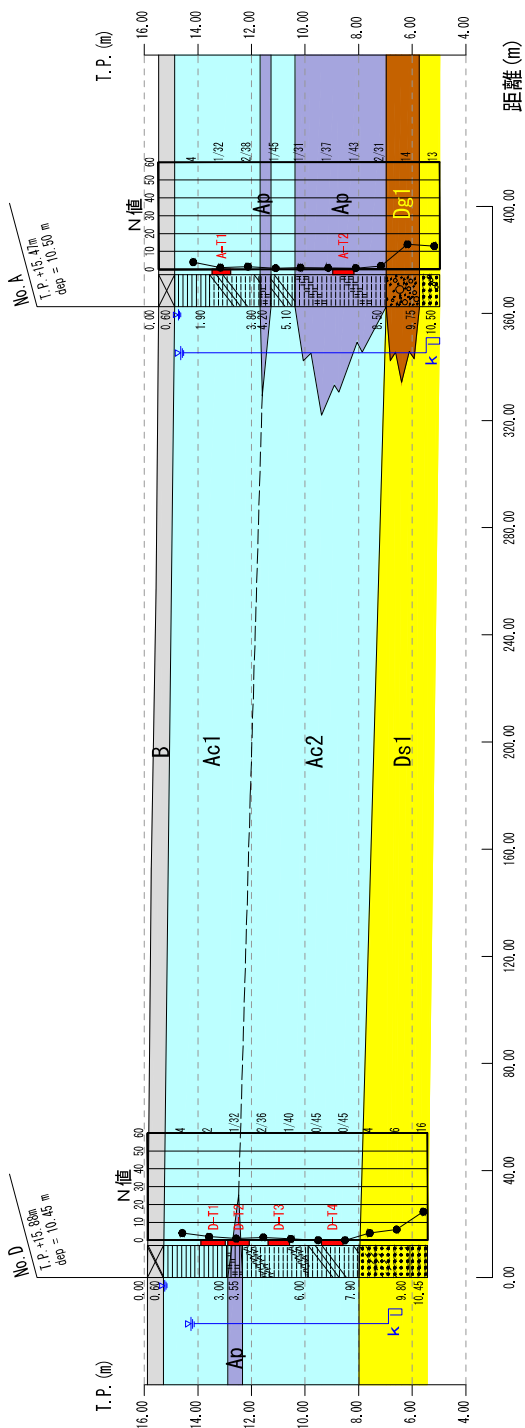
凡例



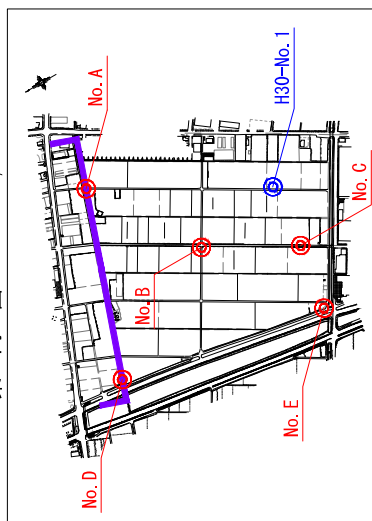
案内図 S=1:10,000



地層想定断面図



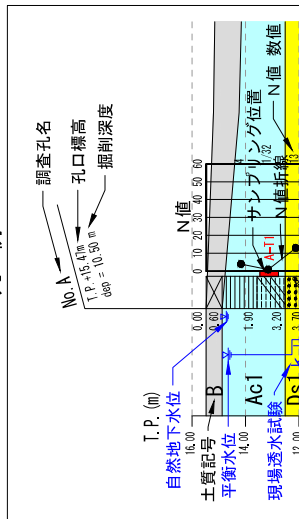
案内図 S=1:10,000



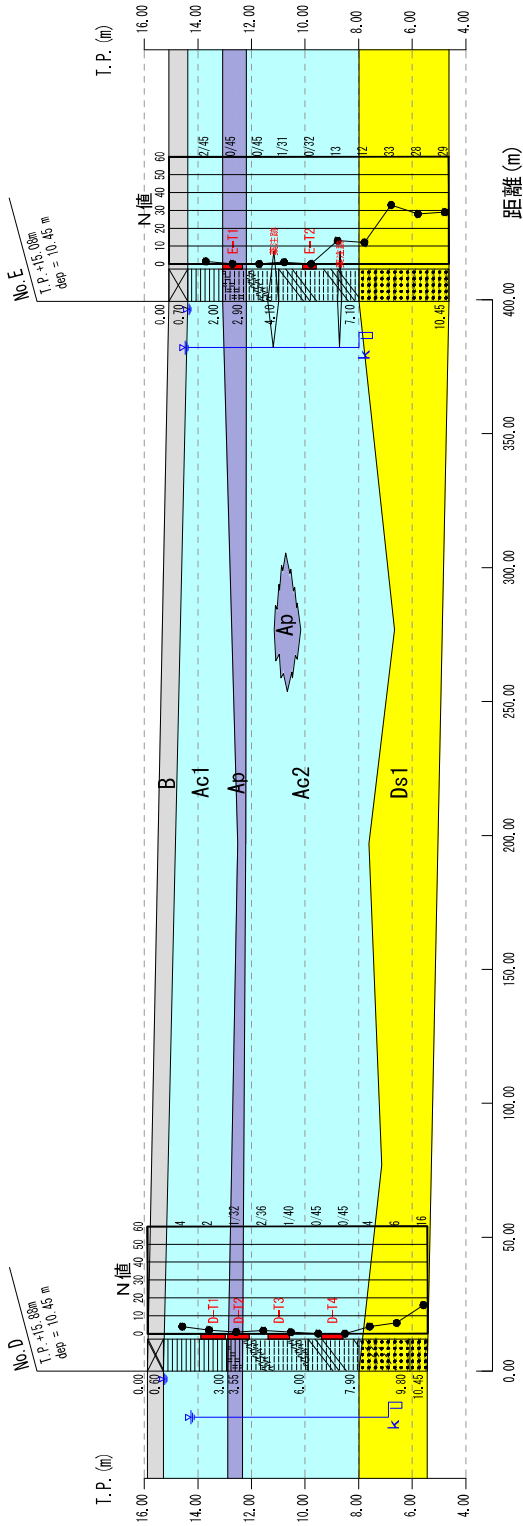
地層層序表

地質時代	地層名	記号	主な土質	層厚 (m)	N値
現世	盛土・表土層	B	粘性土	0.55 ~ 1.50	2.8
	沖積第1粘性土層	Ac1	粘土、粘土質シルト	0.75 ~ 3.20	0~4
全新世	沖積有機質土層	Ap	有機質シルト 有機質粘土	0.40 ~ 3.40	0~1.9
	沖積第2粘性土層	Ac2	凝灰質シルト 粘土質シルト	0.90 ~ 4.40	0~2.8
新生代第四紀	洪積第1粘性土層	Dc1	粘土質シルト	2.20	3~5
	洪積第1砂質土層	Ds1	中砂、礫混じり中砂 シルト質細砂	0.75 ~ 5.35	4~57.7
	洪積第1砂礫層	Dg1	砂礫	1.15 ~ 1.40	14~57
更新世	洪積第2粘性土層	Dc2	砂混じりシルト 粘土質シルト	0.45 ~ 1.35	12~15
	洪積第2砂礫層	Dg2	砂礫	3.60	33~57
	洪積第2砂質土層	Ds2	中砂、細砂 シルト混じり細砂	1.05 ~ 4.65	36~60<
更新世	洪積第3粘性土層	Dc3	シルト、砂混じりシルト 砂質シルト	1.55 ~ 5.75	9~33
	洪積第3砂質土層	Ds3	細砂	5.85	30~50<

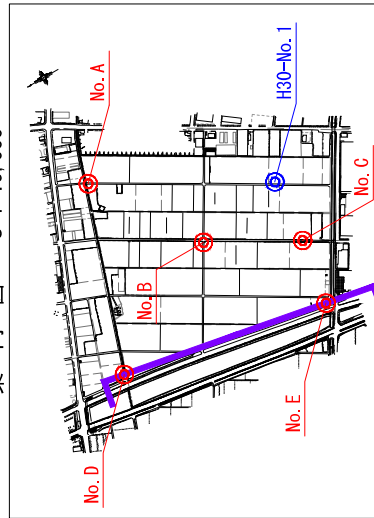
凡例



地層想定断面図



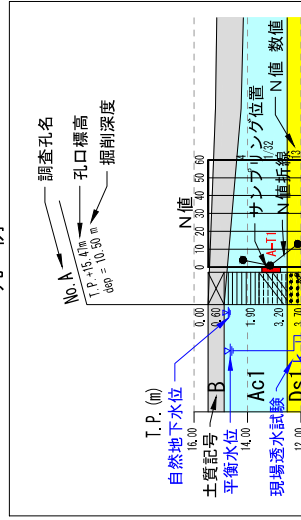
案内図 S=1:10,000



地層層序表

地層時代	地層名	記号	主な土質	層厚 (m)	N値
現世	盛土・表土層	B	粘性土	0.55 ~ 1.50	2.8
	沖積第1粘性土層	Ac1	粘土、粘土質シルト	0.75 ~ 3.20	0~4
新世	沖積有機質土層	Ap	有機質シルト 有機質粘土	0.40 ~ 3.40	0~1.9
	沖積第2粘性土層	Ac2	凝灰質シルト 粘土質シルト	0.90 ~ 4.40	0~2.8
新生代第四紀	洪積第1粘性土層	Dc1	粘土質シルト	2.20	3~5
	洪積第1砂質土層	Ds1	中砂、礫混じり中砂 シルト質細砂	0.75 ~ 5.35	4~57.7
	洪積第1砂礫層	Dg1	砂礫	1.15 ~ 1.40	14~57
更新世	洪積第2粘性土層	Dc2	砂混じりシルト 粘土質シルト	0.45 ~ 1.35	12~15
	洪積第2砂礫層	Dg2	砂礫	3.60	33~57
	洪積第2砂質土層	Ds2	中砂、細砂 シルト混じり細砂	1.05 ~ 4.65	36~60<
更新世	洪積第3粘性土層	Dc3	シルト、砂混じりシルト 砂質シルト	1.55 ~ 5.75	9~33
	洪積第3砂質土層	Ds3	細砂	5.85	30~50<

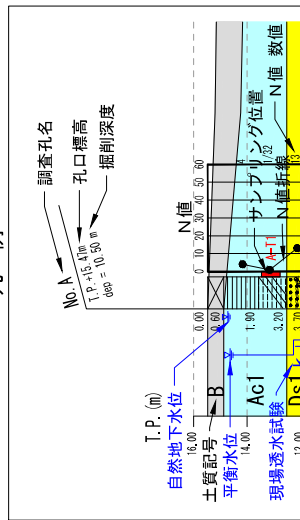
凡例



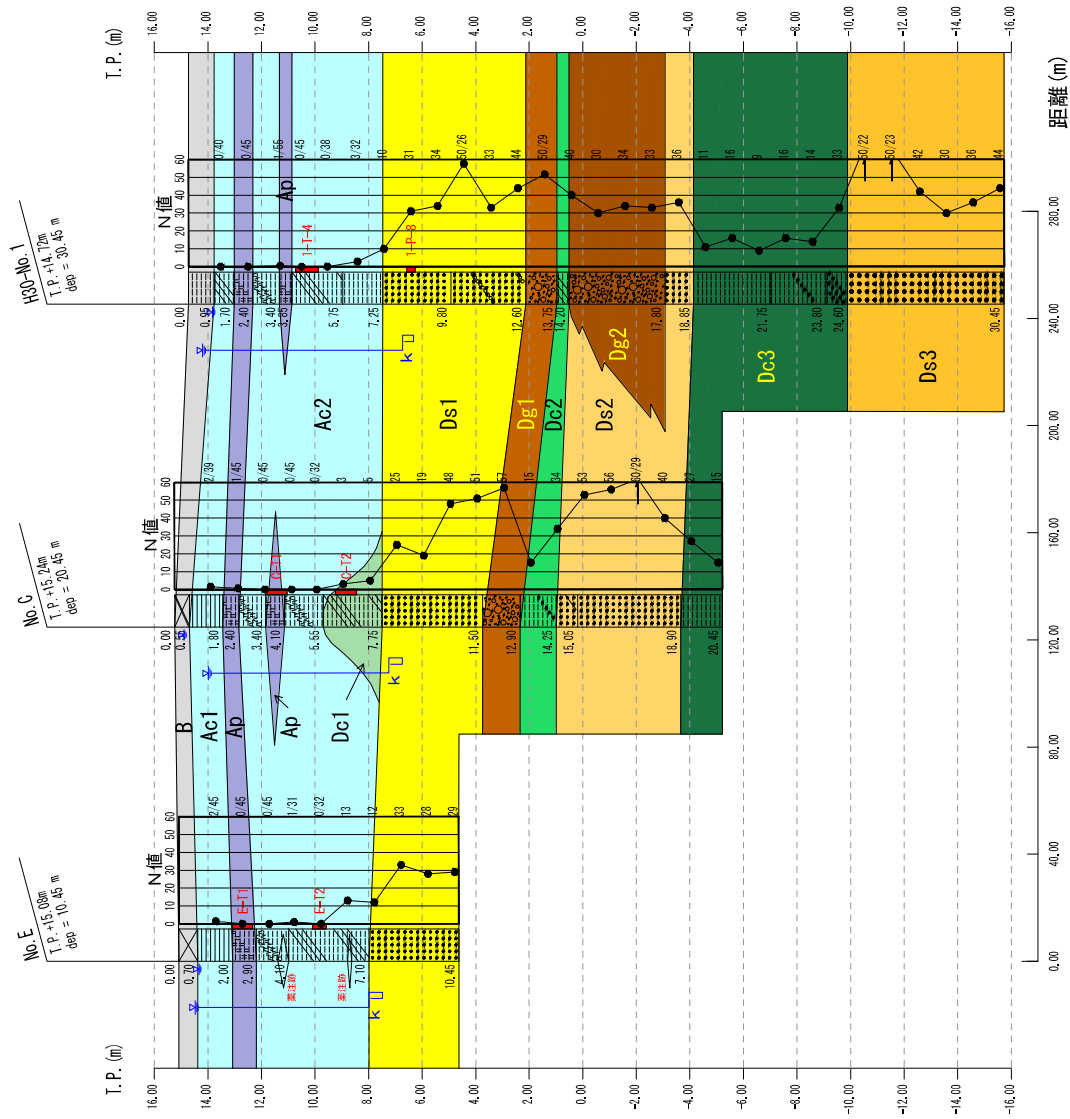
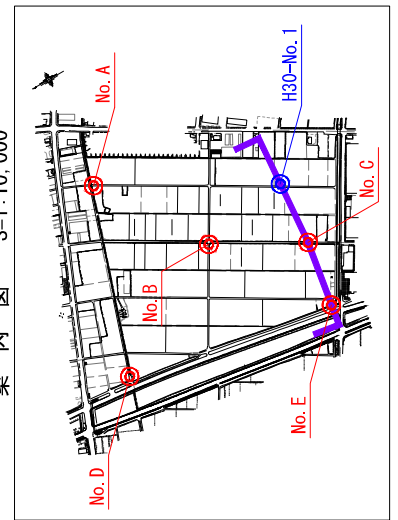
地層想定断面図

地質時代	地層名	記号	主な土質	層厚 (m)	N値
現世	盛土・表土層	B	粘性土	0.55 ~ 1.50	2.8
	沖積第1粘性土層	Ac1	粘土、粘土質シルト	0.75 ~ 3.20	0~4
	沖積有機質土層	Ap	有機質シルト 有機質粘土	0.40 ~ 3.40	0~1.9
新生代	沖積第2粘性土層	Ac2	凝灰質シルト 粘土質シルト	0.90 ~ 4.40	0~2.8
	洪積第1粘性土層	Dc1	粘土質シルト	2.20	3~5
	洪積第1砂質土層	Ds1	中砂、礫混じり中砂 シルト質細砂	0.75 ~ 5.35	4~57.7
	洪積第1砂礫層	Dg1	砂礫	1.15 ~ 1.40	14~57
	洪積第2粘性土層	Dc2	砂混じりシルト 粘土質シルト	0.45 ~ 1.35	12~15
第四紀	洪積第2砂礫層	Dg2	砂礫	3.60	33~57
	洪積第2砂質土層	Ds2	中砂、細砂 シルト混じり細砂	1.05 ~ 4.65	36~60<
	洪積第3粘性土層	Dc3	シルト、砂混じりシルト 砂質シルト	1.55 ~ 5.75	9~33
更新世	洪積第3砂質土層	Ds3	細砂	5.85	30~50<

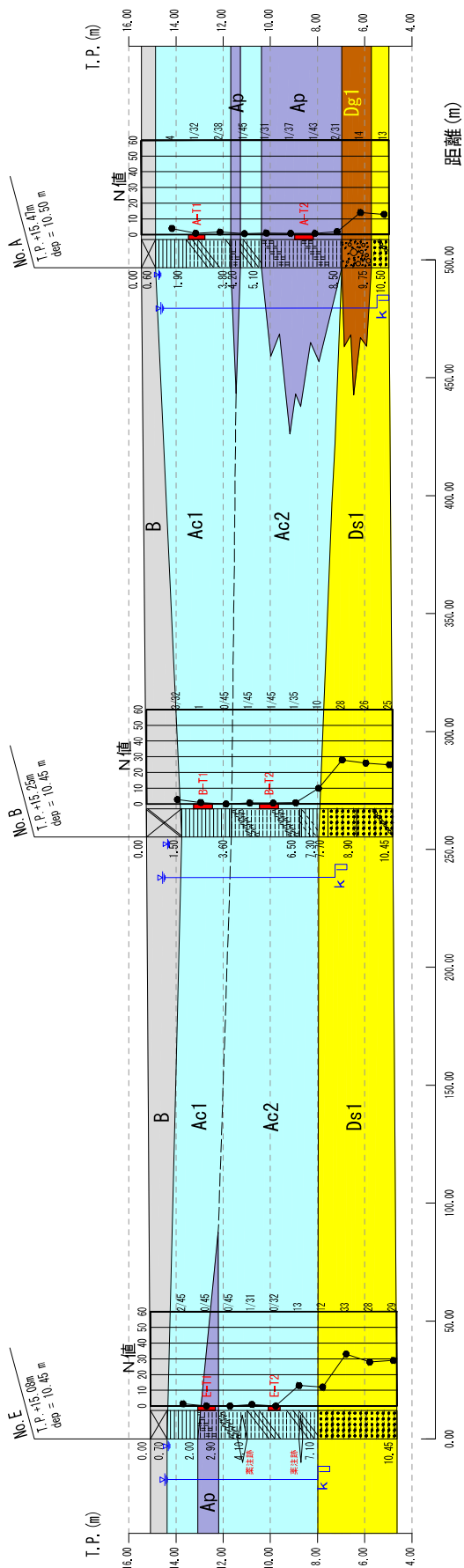
凡例



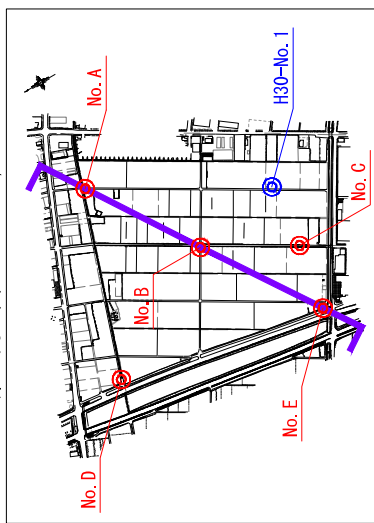
案内図 S=1:10,000



地層想定断面図



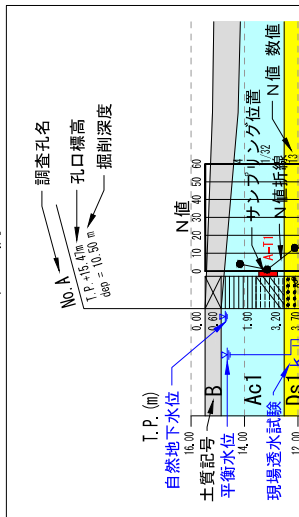
案内図 S=1:10,000



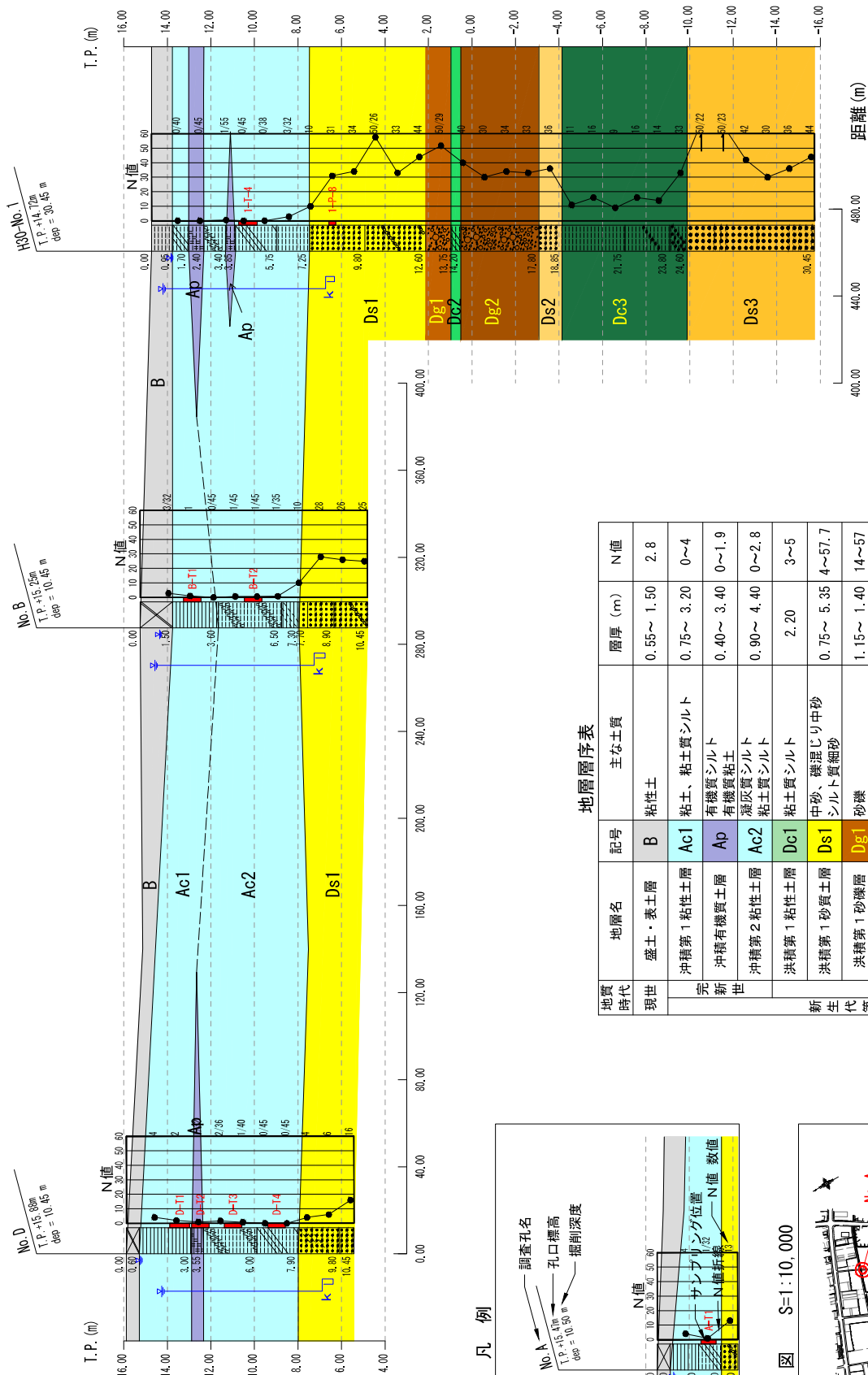
地層層序表

地質時代	地層名	記号	主な土質	層厚 (m)	N 値
現世	盛土・表土層	B	粘性土	0.55 ~ 1.50	2.8
	沖積第1粘性土層	Ac1	粘土、粘土質シルト	0.75 ~ 3.20	0~4
完新世	沖積有機質土層	Ap	有機質シルト 有機質粘土	0.40 ~ 3.40	0~1.9
	沖積第2粘性土層	Ac2	凝灰質シルト 粘土質シルト	0.90 ~ 4.40	0~2.8
新生代	洪積第1粘性土層	Dc1	粘土質シルト	2.20	3~5
	洪積第1砂質土層	Ds1	中砂、礫混じり中砂 シルト質細砂	0.75 ~ 5.35	4~57.7
	洪積第1砂礫層	Dg1	砂礫	1.15 ~ 1.40	14~57
更新世	洪積第2粘性土層	Dc2	砂混じりシルト 粘土質シルト	0.45 ~ 1.35	12~15
	洪積第2砂礫層	Dg2	砂礫	3.60	33~57
	洪積第2砂質土層	Ds2	中砂、細砂 シルト混じり細砂	1.05 ~ 4.65	36~60<
第四紀	洪積第3粘性土層	Dc3	シルト、砂混じりシルト 砂質シルト	1.55 ~ 5.75	9~33
	洪積第3砂質土層	Ds3	細砂	5.85	30~50<

凡例



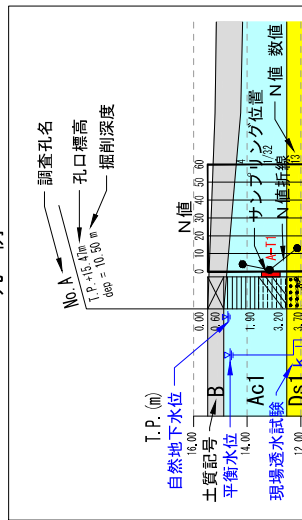
地層想定断面図



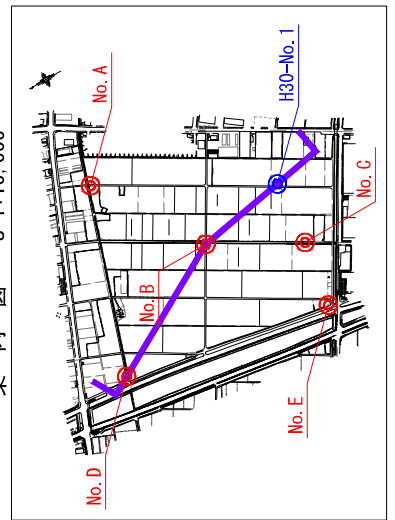
地層層序表

地質時代	地層名	記号	主な土質	層厚 (m)	N値
現世	盛土・表土層	B	粘性土	0.55~1.50	2.8
完新世	沖積第1粘性土層	Ac1	粘土、粘土質シルト	0.75~3.20	0~4
	沖積有機質土層	Ap	有機質シルト 有機質粘土	0.40~3.40	0~1.9
第四紀	沖積第2粘性土層	Ac2	凝灰質シルト 粘土質シルト	0.90~4.40	0~2.8
	洪積第1粘性土層	Dc1	粘土質シルト	2.20	3~5
新生代	洪積第1砂質土層	Ds1	中砂、礫混じり中砂 シルト質細砂	0.75~5.35	4~57.7
	洪積第1砂礫層	Dg1	砂礫	1.15~1.40	14~57
更新世	洪積第2粘性土層	Dc2	砂混じりシルト 粘土質シルト	0.45~1.35	12~15
	洪積第2砂礫層	Dg2	砂礫	3.60	33~57
第四紀	洪積第2砂質土層	Ds2	中砂、細砂 シルト混じり細砂	1.05~4.65	36~60<
	洪積第3粘性土層	Dc3	シルト、砂混じりシルト 砂質シルト	1.55~5.75	9~33
第四紀	洪積第3砂質土層	Ds3	細砂	5.85	30~50<

凡例



案内図 S=1:10,000



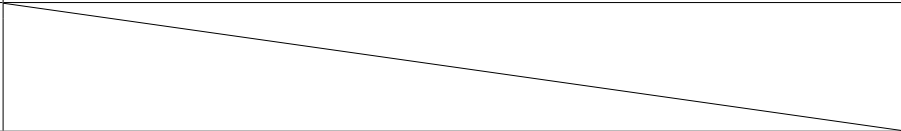
2 環境に関する法令

工場等の施設を設置される際には、以下の関係法令等を遵守してください。

設置される施設によって基準等が異なり届出が必要な場合がありますので、詳細については、工事着手前に埼玉県中央環境管理事務所又は鴻巣市環境経済部環境課へお問い合わせください。

※ 連絡先は、33ページを参照してください。

1 大気	<ul style="list-style-type: none">・ 大気汚染防止法・ ダイオキシン類対策特別措置法・ 埼玉県生活環境保全条例 (低公害燃焼機器の普及促進に関する指針を含む。)・ 工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針・ 埼玉県大気汚染緊急時対策要綱・ 埼玉県大気汚染緊急時揮発性有機化合物対策要綱・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律・ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
2 排水	<ul style="list-style-type: none">・ 水質汚濁防止法・ ダイオキシン類対策特別措置法・ 埼玉県生活環境保全条例・ 浄化槽法・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
3 騒音	<ul style="list-style-type: none">・ 騒音規制法・ 埼玉県生活環境保全条例・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
4 振動	<ul style="list-style-type: none">・ 振動規制法・ 埼玉県生活環境保全条例・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
5 悪臭	<ul style="list-style-type: none">・ 悪臭防止法・ 埼玉県生活環境保全条例

6 自動車	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状部室の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 ▪ 埼玉県生活環境保全条例 ▪ 埼玉県地球温暖化対策推進条例
7 化学物質	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法） ▪ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 ▪ 埼玉県生活環境保全条例 ▪ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自り法）
8 土砂の排出及び たい積	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例 ▪ 鴻巣市埋め立て等に関する指導要綱
9 土地の改変	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 土壌汚染対策法 ▪ 埼玉県生活環境保全条例
10 地下水の採取	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 埼玉県生活環境保全条例
11 工場の設置及び その施設の変更	
12 その他	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ▪ 地球温暖化対策の推進に関する法律 ▪ 容器包装リサイクル法 ▪ 埼玉県地球温暖化対策推進条例 ▪ 埼玉県ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（緑化基準） ▪ 埼玉県景観条例 ▪ 埼玉県景観計画 ▪ 屋外広告物法 ▪ 埼玉県屋外広告物法 ▪ 鴻巣市環境基本条例 ▪ 鴻巣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

3 融資制度

●産業創造資金（産業立地貸付）

埼玉県では、工業団地等に進出したい企業に対し、土地の購入や工場の建設に必要な資金を長期・固定・低利で貸し付ける融資制度を設けております。

概要は、次のとおりです。

- 対象 ①県内に本社機能や工場、物流施設を新規に設置する企業（中小企業者以外も対象）
②住居地域等にある工場などを工場適地へ全面移転する中小企業者
③公共事業に伴い事業所などを移転する企業（中小企業者以外も対象）
- 限度額 ①対象経費の70%以内で20億円
②、③ 2億円
- 期間 10億円以内：12年（据置2年）以内
10億円超：15年（据置2年）以内
- 資金使途 土地（条件あり）、建物、構築物の取得等に必要な資金。
創エネ設備、省エネ設備、蓄エネ設備の設置に必要な資金も、建物と一体として整備する場合は対象となります。

製造又は加工修理工程を形成する機械設備は融資対象外となります。

- 融資利率 (％以内)

	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超15年以内
信用保証付き	1.1	1.2	1.3
信用保証なし	1.2	1.3	1.4

(令和4年1月1日現在)

詳細は、埼玉県産業労働部金融課企画・制度融資担当へお問い合わせください。

●環境みらい資金

埼玉県では、地球温暖化対策等積極的に環境問題に取り組む中小企業者等に、その取組に要する資金を長期・低利で貸し付ける融資制度がございます。

詳細は、埼玉県環境部温暖化対策課へお問い合わせください。

4 補助制度

1 埼玉県

●産業立地促進補助金

埼玉県では、地域経済の活性化や雇用の創出に貢献する企業立地を促進するため、県内で新たに工場等を立地した企業の皆様に対して補助金を交付しています。

制度の概要は次のとおりです。

《対象施設》

工場、研究所、流通加工施設、本社（創業もしくは県外から移転の場合）

《主な補助要件》

○規模

1,000㎡以上の土地を取得又は賃借し、建築面積500㎡以上の工場等を建築又は取得すること（本社の場合は、土地の取得要件なし）

※県内で事業所の移転を行う場合は、移転前と比較し、敷地面積1,000㎡、建築面積500㎡以上拡張すること

○操業期限

土地売買（借地）契約締結後、3年以内に操業を開始すること

※県企業局の産業団地の場合、土地の引渡し日から3年以内

○納期限

土地・建物の不動産取得税を納期限内に全額納付すること

○新規雇用者※¹

【工場、研究所、本社】 5人以上※²

【流通加工施設】 10人以上、うち5人以上正規雇用

※¹ 新規雇用者とは、県内在住で雇用保険に加入している者

※² 中小企業で総従業員数が100人以下の場合、1人以上

○届出

土地売買（借地）契約締結後、3か月以内に届出書類を提出すること

※工場等を新たに建築する場合は、着工日の前日まで可

○SDGs

「埼玉県SDGsパートナー」に登録すること※

※中小企業で総従業員数が100人以下の場合、「埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム」への入会でも可

《補助対象経費》

土地・建物に係る不動産取得税相当額

《限度額》

1億円

※以下の分野に該当する事業を行う工場、研究所、本社を立地する場合は2億円（審査あり）

医薬品製造業・化粧品製造業、医療機器製造業・ヘルスケア関連事業、
航空・宇宙関連事業、食料品製造業、新エネルギー・省エネルギー関連事業、
輸送用機械器具製造業、ロボット・AI・IoT関連事業

詳細は、埼玉県産業労働部企業立地課立地支援担当へお問い合わせください。

●鴻巣市の企業誘致奨励金交付制度があります。

詳細は、鴻巣市環境経済部商工観光課へお問い合わせください。

5 不動産取得税

●不動産取得税

不動産取得税は、土地や家屋を取得した人に課税される県の税金です。

《納める額》

税額 = ①「不動産の価格」× 1/2 × ②「税率」となります。

- ①不動産の価格とは、宅地評価土地の場合は原則として市町村の固定資産課税台帳に登録された価格です。(農地評価土地の場合は固定資産課税台帳に登録された価格ではなく宅地並みに再評価した価格となります。)
- ②土地を取得した場合の税率は3%です。(令和6年3月31日までの取得について、令和4年1月現在)

《納める方法》

所有権移転登記後8か月から10か月頃に県税事務所から送付される納税通知書により、金融機関などで納めます。

詳細は、埼玉県上尾県税事務所へお問い合わせください。

6 関係機関一覧表

関係機関	電話番号	所在地	
埼玉県企業局地域整備課	048-830-7110	〒330-0063	さいたま市浦和区高砂3-14-21
埼玉県地域整備事務所 北 部 支 所	048-598-7140	〒365-0028	鴻巣市鴻巣850
埼玉県上尾県税事務所	048-772-7111	〒362-8527	上尾市大字南239-1
埼玉県環境部温暖化対策課	048-830-3021	〒330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県中央環境管理事務所	048-822-5199	〒330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-6-5
埼玉県産業労働部企業立地課	048-830-3800	〒330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県産業労働部金融課	048-830-3801	〒330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1
大宮国道事務所	048-669-1200	〒331-9649	さいたま市北区吉野町1-435
大宮国道事務所熊谷国道出張所	048-532-3680	〒360-0841	熊谷市大字新堀180
鴻巣市	048-541-1321 (代表)		
環境経済部環境課	048-541-1281	〒365-8601	鴻巣市中央1-1
環境経済部商工観光課	048-544-1232	〒365-8601	鴻巣市中央1-1
都市建設部都市計画課	048-541-9009	〒365-8601	鴻巣市中央1-1
都市建設部建築住宅課	048-541-9014	〒365-8601	鴻巣市中央1-1
都市建設部道路課	048-544-1201	〒365-8601	鴻巣市中央1-1
上下水道部水道課	048-577-8133	〒365-8601	鴻巣市中央1-1
上下水道部下水道課	048-577-8137	〒365-8601	鴻巣市中央1-1
埼玉県中央広域消防本部	048-597-3301 (代表)	〒365-0062	鴻巣市箕田1638-1
予 防 課	048-597-2004		
鴻巣市商工会本所	048-541-1008	〒365-0038	鴻巣市本町6-4-20

お問合せ先

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号



埼玉県のマスコット
「コバトン」「さいたまっち」

埼玉県企業局 地域整備課

TEL : 048-830-7123

E-mail : a7040-01@pref.saitama.lg.jp